

障がい者に対する3つの就労支援サービス

就
職



障がい者が利用できる「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」、「就労継続支援 B 型」の3つの福祉サービスについて、その違いを簡単にご説明いたします。

『就労移行支援』とは？

一般就労を目指す障がい者が支援事業所に通いながら、主に PC 技能（ワード・エクセルの使い方など）やビジネスマナー、コミュニケーションの取り方などを学びます。講義形式の訓練が多いですが、その事業所が行っている業務の一部を任されることもあります。利用できる期間は2年間。

『就労継続支援 A 型』とは？

事業所と雇用契約を結んで、実際に労働者として働きながら就労に必要なスキルを身につけるものです。他の2つに比べて作業は実際の仕事に近く、利用する前に面接や PC 技能などの試験を行う場合もあり、ハローワークの障がい者求人でも見かけます。利用期間の定めはありません。

『就労継続支援 B 型』とは？

事業所と雇用契約は結ばず、例えば商品にラベルを貼ったり、箱詰めしたりといった簡単な作業を行います。主に一般就労が困難な重度の障がい者が利用するサービスで、利用期間の定めはありません。

3つのサービスとも、事業所の指示に従って何らかの作業をすることになるので、きちんとお金はもらえます。ただ、『就労移行支援』と『就労継続支援 B 型』は「福祉サービス」や「職業訓練」という色合いが強いためか、交通費程度のお金（工賃）しかもらえません。

それに対して『就労継続支援 A 型』は雇用契約を結ぶので、各自治体で定められた最低賃金以上のお給料がもらえます。

基本的には、頑張ってスキルを身につければ『一般就労を目指せるよ！』という方は、まずは『就労移行支援』を受けることになるでしょう。

一方、それなりのスキルはあるけれどまだ一般就労に自信がない、またはなかなか仕事が見つからないというような方は、一定の基準をクリアすれば『就労継続支援 A 型』を利用して事業所と雇用契約を結びます。

そして『就労移行支援、就労継続支援 A 型のどちらも難しい』という重度の方は、『就労継続支援 B 型』を利用します。

一般社団法人 共生会は … 『就労継続支援 A 型』の事業所です！





知って下さい！ 精神疾患は だれでもかかってくる病気です

人は生きている限り、さまざまなストレスにぶつかります。身近な人を亡くしたり、仕事がうまくいかなかったり、失恋をしたり…。誰でも気分が沈みます。たいていの場合は、「仕方がない」「何とかなる」と気持ちを立て直しますが、そういった心の働きがうまくいかず苦しんでいるうちに、精神疾患になることがあります。精神疾患は、特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気なのです。



《 精神障害の特性 》

① 知的能力は落ちていないことが多い

けっこう難しい本も読めるし、難解な話も理解できます。なので、周りの人は「これくらいはできるはず。できて当然！」と思いがち。うまくできないと、「怠けている」「ワガママだ」と誤解されてしまうこともあります。

② 敏感で感受性豊か（＝その分、ストレスに弱い）

「ダメな人」と見られがちですが、「心が豊かなところが私の（あなたの）いいところだよ」という見方ができれば、病気への受け止め方も変わります。

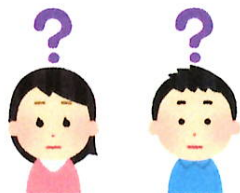
③ 病状による日内・季節変動がある、安定性がない

体調によって態度が変わったり、動ける日も動けない日もあったり。それを「どうして！」と責めるのではなく、「それが病気の症状なんだよ」「ご本人だって病気で苦しいんだよ」と思えたら、気持ちが楽になります。



《 精神障害の方との接し方 》

精神障害といっても、種類も症状もさまざまです。同じ障害名でも人によって異なります。大事なのは、その人自身を知ろうとすること。そして、精神疾患・障害の方に対しては、話を聞いてあげることが大切とされています。



- 全体の把握や段取りをつけることが苦手
- あいまいな状況が苦手

- 同時にたくさんのことを行うのが苦手
- 受け身がちで、広く注意や関心を向けることが苦手



- その場に相応しい態度をとることが苦手
- 臨機応変に対応することが苦手
- 緊張が強くて、要領よくすることができない

